

「建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 8 年 3 月 3 1 日
国土交通省不動産・建設経済局
建設振興課専門工事業・建設関連業振興室

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、3通の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する国土交通省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	望ましい改正内容と考えます。 全面的に賛同いたします。	御意見ありがとうございます。
2	現状、建設コンサルタント現況報告書（様式第16号（第7条関係））において、技術士等一覧表に記載される技術士等にも生年月日や最終学校名を記載する欄がありますので、同様に削除してはどうかと思います。	御意見ありがとうございます。「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」を踏まえ、登録事務に支障が生じないか確認し、検討させていただきます。
3	法人の場合は、（商業登記を行っている法人だけでなく全ての法人について）その法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。理由は、その方が法人についての確認及び公正性の確保について、行政におけるの能率向上及び民間における調査等の際の効率向上があると思われるからである。（登記事項証明書ではなく、法人番号の提出が行われるべきと考える。法人番号について、番号として、直接的に行政におけるの記録が行われるようであるべきと考える。）なお、法人番号の提出が行われるようであれば不要となる	御意見ありがとうございます。今後の施策検討の参考とさせていただきます。

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
	<p>のではあるが、「商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書」という部分（建設コンサルタント登録規程4条3項11号及び地質調査業者登録規程4条3項11号）について述べると、商業登記だけではなく、法人としての登記が行われているのであれば、商業登記であるかどうかに関わらず、登記事項証明書の提出が行われるようであるべきと考える。</p>	